

問い合わせ先

第二管区海上保安本部

海洋情報部海洋調査課長 道順（内線 2530）交通
部企画課長 秋山（内線 2610）

TEL022-363-0111

平成17年1月26日

「港内における船舶津波対策」の緊急対応について

平成16年12月18日、仙台市において、東北六県及び重要な港湾がある自治体と国の関係機関が一堂に会し、全国で初めて『みちのく「海の安全・安心」サミット』が開催されイニシアチブが採択されたところですが、不幸にも昨年末に発生したインド洋津波被害に鑑み、イニシアチブの中から、特に「港内等津波対策の強化」について、次のとおり緊急に対応することとしました。

1 港内船舶津波対策協議会の設立

原則として平成16年度末までに、東北六県の特定港(*)など15港に「港内船舶津波対策協議会」を設立する予定です。

同協議会は、海上における迅速な人命、財産の保護及び船舶交通の安全確保を図るため、港内におけるプレジャーボート、漁船等の港湾利用状況の把握、船舶被害想定などの津波影響調査及び船舶の避難勧告などの津波対応策について検討する場で、海上保安部署、市町村等地元自治体、港湾管理者、消防機関、气象台等の行政機関及び船舶運送関係者、荷役関係者、漁業関係者等の関係団体で構成されます。

東北六県の15港は、次のとおりです。

◇ 特定港（9港）

青森港、八戸港、むつ小川原港、釜石港、仙台塩釜港、石巻港、秋田船川港、酒田港、小名浜港

◇ その他（6港）

宮古港、気仙沼港、久慈港、大船渡港、能代港、相馬港

* 特定港：港則法において、喫水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港であって、港則法施行令で定めるものをいう。全国に86港あり、東北地方には9港がある。

2 津波ハザードマップの作成

平成16年度末までに仙台塩釜港塩釜、平成17年度の早期に仙台塩釜港仙台について、「船舶安全のための津波ハザードマップ」を作成する予定です。

同ハザードマップは、自治体等が作成する住民避難のためのハザードマップと異なるもので、津波による船舶の被害を軽減するため、港湾及びその付近における地震による津波の挙動を事前情報として認識することを可能とするものです。

主な記載内容は、次のとおりです。

- ① 津波進入時における最大の流れ（流向・流速）、最大水位上昇量を記載
- ② 津波引潮時における最大の流れ（流向・流速）、最大水位低下量を記載
- ③ 陸上における危険物取扱施設、指定避難場所等を記載